

広島県告示第六百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十九年十二月十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十九年十一月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道浜田八重可部線	山県郡北広島町川井字貞草七七八番地先から山県郡北広島町川井字唐ヶ迫一〇八二三番一地先まで	平成一九年一月三〇日